

県立宮崎病院患者給食業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月

県立宮崎病院

1 趣旨

本実施要領は、県立宮崎病院の患者給食業務委託について広く企画提案を募集し、総合的な審査により委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務件名

県立宮崎病院患者給食業務委託

(2) 業務内容

別添「県立宮崎病院患者給食業務仕様書」のとおり

(3) 履行場所

宮崎県宮崎市北高松町5番30号
県立宮崎病院

(4) 予定履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

なお、令和3年12月までは現病院で業務を行い、令和4年1月からは新病院に移行しての業務となる。（※移行時期は予定のため、変更となる可能性がある。）

(5) 想定予算上限額

749,157,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(内訳)	・給食材料費	101,107,000円（1年間）×3年
	・人件費、管理費等	148,612,000円（1年間）×3年
	合計	249,719,000円（1年間）×3年

ただし、この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

3 優先交渉権者選定の方法

公募型プロポーザルにより行う。

優先交渉権者の選定に当たっては、県立宮崎病院の入院患者の病態に応じて適切な食事内容を提供できる事業者であるか、患者サービスの向上に努めるとともに、創意工夫をもって運営内容の改善を行うことができる事業者であるかなどについて総合的に評価し、優れた提案をした応募者を優先交渉権者とし、契約内容について更に交渉を行った上で、受託予定者を決定する。

手続の流れは、次に示すとおり。

- (1) 本業務の受託希望者を公募により募集する。
- (2) 応募者の参加資格について審査を行う。
- (3) 参加資格審査に合格した応募者のみ企画提案書を提出する。
- (4) 提出された提案書についてのプレゼンテーションを実施する。
- (5) 県立宮崎病院内に設置した選定委員会が審査を行い、優先交渉権者を選定する。
- (6) 優先交渉権者と業務委託に関する詳細協議を行う。

ただし、協議が整わず、契約見込みがないときは、次点の応募者と契約に向けて協議する。協議が整った者を受託予定者とする。

4 事務局

本公募型プロポーザルに関する事務局は、以下に置く。

県立宮崎病院

〒880-8501

宮崎県宮崎市北高松町5番30号

電話：0985-38-4113 F A X：0985-28-1881

E-mail：miyazaki-hp@pref.miyazaki.lg.jp

5 参加要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、サービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が「その他」、種目が「U-6 食事・給食」である者。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の手続を完了することとし、登載されたことが確認できる書面を提出すること。
- (3) 参加申込書の提出の日から受託予定者を選定するまでの間に、宮崎県から受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。（契約締結日までに設置する場合を含む。）
- (5) 直近3年間に年間1日平均900食以上の病院の患者給食業務を受託した実績があること。
- (6) 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定事業者であるか、又は医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者。
- (7) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (9) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債券保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (10) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

6 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間及び交付場所

公募型プロポーザルの実施に関する要領、仕様書の交付期間及び交付場所は次に示すとおり。

(1) 交付日時

令和3年6月4日(金)から令和3年6月15日(火)までの日
(土曜日、日曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

「4 事務局」又は県立宮崎病院ホームページに掲載する。

ホームページアドレス <https://www.kenritsu-miyazakibyoin.jp/bid/>

(3) その他

交付場所において次の書類を交付する。

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 県立宮崎病院患者給食業務仕様書
- ③ 様式集
- ④ 審査基準
- ⑤ その他参考資料

7 資格審査

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格を有することを証明するため、次の書類を提出しなければならない。

(1) 参加資格確認申請書類

次の①から⑩の順にA4ファイル（タテ型）に綴じて、1部提出すること。

- ① 参加表明書兼参加資格審査申請書（様式第1号）
- ② 参加要件に係る申立書（様式第1-2号）
- ③ 会社概要等整理表（様式第1-3号）
- ④ 商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ⑤ 病院給食業務の受託実績書（様式第1-4号）

申請時点で、直近3年間に年間1日平均900食以上の病院の患者給食業務を受託した実績で、現在も受託中の医療機関を記入すること。実績を確認するため、契約書の写し、又は当該医療機関から出される実施証明書等契約の事実を確認できる書類を添付すること。

なお、契約の相手方が判別できない書類は不可とする。

- ⑥ 病院給食業務に係る医療関連サービスマーク認定事業者であることを証明する書類、又は医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明する書類

(2) 提出方法

- ① 提出期限：令和3年6月15日（火）午後5時 必着
- ② 提出場所：「4 事務局」
- ③ 提出方法：郵送又は持参

(3) 参加辞退

参加表明書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式第2-2号）を、「4 事務局」あてに持参又は郵送すること。

(4) 資格審査結果の通知

参加表明書等の提出があった応募者について審査の上、参加要件を満たしている応募者には、企画提案書の提出を要請する。

参加要件を満たしていない応募者は失格として、その旨及び理由を通知する。

- ① 通知日：令和3年6月16日（水）までに書面により通知する。
- ② 企画提案書の提出を要請した応募者は、県立宮崎病院のホームページで公表する。

8 質疑照会

本企画提案及び仕様書等に対し質問がある場合には、質問票（様式第2号）に記載の上、次により提出する。

(1) 受付期間

令和3年6月4日(金)から令和3年6月21日(月)までの日
(土曜日、日曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて「4 事務局」まで送付すること。
電話、FAX、その他の照会には応じない。

(3) 回答方法

質問票受付後、質問内容とともに令和3年6月24日(木)までに、内容に応じ、随時企画提案書の提出を要請している者全員に対して電子メールにて回答する。回答は、実施要領、その他関係資料の追加、修正とみなすものとする。

9 現地見学会

令和3年6月18日(金)に現地見学会を実施する。参加を希望される場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 前日までに「4 事務局」へ見学を希望する時間を電話で連絡すること。ただし事務局で時間を調整する場合がある。
- (2) 参加人数は1社2名までとする。

10 企画提案書等の提出手続

(1) 企画提案提出書類

次の①から⑫の順にA4ファイル(タテ型)に綴じて、提出すること。

- ① 患者給食業務提案総括表……………様式第3号
- ② 会社の状況……………様式第3-2号
- ③ 財務関係書類(直近3期分)
 - ・ 計算書類(営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書)及び計算書類附属明細書
 - ・ 有価証券報告書(作成している場合)
- ④ 納税証明書(法人税、消費税、事業税)(直近1期分)
- ⑤ 病院給食に関する基本的事項(1)(2)(3)……………様式第4号、4-2号、4-3号
- ⑥ 安全衛生管理等……………様式第5号
- ⑦ 患者満足度の向上(1)(2)……………様式第6号、6-2号
- ⑧ 業務運営体制(1)(2)……………様式第7号、7-2号
- ⑨ 危機管理体制(1)(2)……………様式第8号、8-2号
- ⑩ 従業員教育の状況(1)(2)……………様式第9号、9-2号
- ⑪ 給食業務受託状況……………様式第10号
- ⑫ 委託料見積書……………様式第11号

(2) 留意事項

- ① 提案件数は1社1提案のみとする。
- ② 企画提案書の提出部数は10部とする。(正本1部、副本9部)
- ③ 企画提案書本文の様式は表現のため必要がある場合を除き、原則としてA4版縦置き、横書き、左綴じとすること。また、頁番号を記載すること。

(3) 提出方法

- ① 提出期限: 令和3年7月2日(金) 午後5時 必着
- ② 提出場所: 「4 事務局」
- ③ 提出方法: 郵送又は持参

(4) その他

- ① 提出期限までに企画提案提出書類を提出しないものは辞退したとみなす。
- ② 提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

11 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

県立宮崎病院内に設置した選定委員会において、企画提案内容を書面審査、プレゼンテーションに基づいて評価を行い、優先交渉権者を選定する。

なお、選定された者が辞退するか、参加資格要件を満たさなくなった場合は次点の者を優先交渉権者とすることができる。

(2) 評価事項

選定委員会において評価する事項及び配点比率は、別紙1「審査基準」のとおりとする。

(3) 選定の時期

プレゼンテーションは令和3年7月7日(水)から令和3年7月12日(月)の間に行う。最終的な優先交渉権者の選定は、令和3年7月16日(金)頃を目途として行う。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、書面により速やかに通知する。

12 失格事由

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外するものとする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容の開示を意図的に求めること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

13 苦情申立

手続に関して不服がある場合は、任意の書面により苦情を申し立てることができる。

14 契約の締結

(1) 契約内容

優先交渉権者と、契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険証書を提出する場合。
- ② 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する履行証明書を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 作成部数
契約書は2部作成し、発注者及び受託者が双方各1部保有する。
- (5) 作成費用
契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とする。

15 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、受託予定者の選定以外の目的には応募者に無断で使用しないが、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- (5) 提出された書類は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 応募者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負う。
- (8) 企画提案書の中で提案した内容は、契約締結後も責任を持って行うこととする。